



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<https://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.171
6月号

第15回定時社員総会を開催 全議案が承認可決

5月21日(木)午後3時から、宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにおいて、第15回定時社員総会を開催しました。総会には、総会成立要件を満たす141名（委任状による出席を含む）が出席し、全議案が原案どおり承認可決されました。



【挨拶する菊池会長】



【会場風景】

定時社員総会は、神山副会長の司会により開会し、山本副会長の開会宣言に続き、菊池会長が「国が循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として推進する中、産業廃棄物処理業界も『廃棄物の処理』から『資源の再生と循環』へと大きな転換期を迎えている。再資源化事業等高度化法への対応をはじめ、資源循環の取組を一層推進するとともに、再生材の利用促進や人手不足対策など諸課題の解決に向け、業界一丸となって取り組んでいきたい」と挨拶しました。

その後、野中常務理事から、本日の出席会員 41 名、委任状提出会員 100 名の合計 141 名の出席により、定款に定める定足数を満たしていることから、総会が有効に成立している旨の報告がありました。続いて、定款に基づき山口副会長が議長に選任され、若月理事及び佐久間理事が議事録署名人に、白石理事及び藤平主査が書記に指名され、議案の審議に入りました。

湯澤専務理事が議案書に基づき、第1号議案「令和7年度事業実施報告」及び第2号議案「令和7年度決算承認」について説明した後、手塚監事が監査結果を報告し、適正に処理されていることを認める旨の意見を述べました。議長が議決権者に諮ったところ、両議案とも満場異議なく原案どおり承認可決されました。

引き続き、第3号議案「任期満了に伴う役員の改選」及び第4号議案「役員の報酬等及び費用に関する規程の一部改定」について審議が行われ、いずれも満場異議なく原案どおり承認可決されました。なお、新三役については、総会終了後に開催された臨時理事会において、理事の互選により選出されました（3ページ参照）。

全ての議案の承認可決後、令和8年3月19日に開催された第85回理事会で承認された令和8年度事業実施計画及び収支予算について報告が行われました。最後に、加藤副会長が閉会を宣言し、総会は終了しました。

第1号議案	令和7年度事業実施報告について
第2号議案	令和7年度決算承認について
第3号議案	任期満了に伴う役員の改選について
第4号議案	役員の報酬等及び費用に関する規程の一部改定について
報告事項	令和8年度事業実施計画及び収支予算について

定時社員総会 御来賓者

栃木県副知事	赤岩 弘智 様
栃木県環境森林部長	岡本 栄二 様
栃木県環境森林部資源循環推進課長	松木 太郎 様
宇都宮市環境部副参事	荻原 研二 様
宇都宮市環境部廃棄物政策課長	戸井田 淳史 様
宇都宮市議会議長	岡本 芳明 様
(公財)栃木県環境保全公社 理事長	大竹 久弥 様



【御来賓の方々】

令和8年度 会長表彰受賞者



【受賞者代表謝辞 佐藤 隆行氏】



【受賞者の方々】

○協会功労者

佐藤 隆行 協栄工業株式会社

○優良事業所

有限会社ワールドメディカルサービス	代表取締役	大野 哲平 (栃木市)
協栄工業株式会社	代表取締役	内田 照夫 (那須町)
晃産業株式会社	代表取締役	椎名 俊輔 (宇都宮市)
株式会社植竹設備工業	代表取締役	植竹 孝 (宇都宮市)
株式会社エコクルジャパン	代表取締役	金沢 基竜 (真岡市)
有限会社新やしま	代表取締役	木村 友之 (宇都宮市)

○永年勤続者

清水 守	有限会社関東実行センター	船山 一彦	株式会社菊地組
田口 一智	有限会社関東実行センター	酒井 豊	株式会社リヴェール東洋
伊沢 吉成	メルテック株式会社	鈴木 英昭	株式会社リヴェール東洋

○優良従事者

多田 良行	渡辺産業株式会社	池田 直人	株式会社リヴェール東洋
中野 康平	川上建設株式会社	田中 一穂	株式会社リヴェール東洋
今井 健文	有限会社関東実行センター	小林 英樹	株式会社ウスイ産業
臼井 裕之	メルテック株式会社		

○祝い金贈呈者

第65回栃木県公衆衛生大会知事表彰
臼井 伸太郎 株式会社ウスイ産業

～協会ニュース～

公益社団法人栃木県産業資源循環協会の役員体制が決定しました。

本総会終了後に開催された臨時理事会において、会長、副会長及び常務理事が選定され、新たな役員体制が決定しました。



【新執行部役員（会長・副会長・常務理事）】

役職名	氏名	会社名	役員継続
会長	菊池 清二	株式会社八幡	重任
副会長	山口 文伸	株式会社近代環境整備社	重任
副会長	神山 昌彦	渡辺産業株式会社	重任
副会長	山本 久一	有限会社関東実行センター	重任
副会長	加藤 和弘	株式会社日環	重任
常務理事	野中 寿一	公益社団法人栃木県産業資源循環協会	重任
理事	田城 昇	株式会社タシロ清掃	重任
理事	仲田 陽介	仲田総業株式会社	重任
理事	白石 純也	白石環境株式会社	重任
理事	若月 裕之	鈴運メンテック株式会社	重任
理事	臼井 伸太郎	株式会社ウスイ産業	重任
理事	熊本 範章	いずみ産業株式会社	重任
理事	高橋 昇	株式会社ワタル商事	重任
理事	吉成 智	株式会社栃木コンポスト	重任
理事	佐久間 基	日本アグリ株式会社	重任
理事	五月女 太造	株式会社真田ジャパン	重任
理事	藤原 等	サンエコサーマル株式会社	重任
理事	奥平 幸伸	株式会社ダイセキ 関東事業所	重任
外部理事	高梨 弘幸	一般財団法人栃木県環境技術協会	新任
監事	茂垣 恒雄	元公益財団法人栃木県環境保全公社	重任
外部監事	大竹 久弥	公益財団法人栃木県環境保全公社	新任

～協会ニュース～

【青年部事業】

青年部が新体制を発足。役員改選により新役員が決定しました。

役員任期満了に伴う役員改選が行われ、臼井友章氏が新たに青年部長に選任されるとともに、新たな役員体制が決定しました。今後は新体制のもと、会員相互の連携強化や各種事業への積極的な参加を通じて、青年部活動のさらなる充実を図ってまいります。
なお、新役員は次のとおりです。



【公益社団法人栃木県産業資源循環協会青年部 新役員一同】

役職名	氏名	会社名	役員継続
部長	臼井 友章	株式会社ウスイ産業	新任
副部長	飯塚 亘	株式会社セルクリーンセンター	重任
副部長	熊本 宗行	いずみ産業株式会社	重任
副部長	仲田 大介	仲田総業株式会社	新任
副部長	長濱 貴規	有限会社クリーンeco	新任
幹事	渡邊 康人	株式会社日本オイルサービス	重任
幹事	竹川 英樹	株式会社ウスイ産業	重任
幹事	菊池 優樹	株式会社八幡	新任
幹事	熊倉 勇氣	サンエコサーマル株式会社	新任

－青年部に入会しませんか－

青年部は、公益社団法人栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会事業への参加・協力をはじめ、全国産業資源循環連合会青年部協議会等が実施する各種事業への参加を通じ、部員の人材育成に積極的に取り組んでおります。令和8年6月1日現在、28名の部員が在籍しておりますが、より多くの皆様にご入会いただき、部員相互の資質向上及び連携強化を図ることで、貴社の更なる発展の一助になるものと考えております。

多くの皆様のご入会をお待ちしております。TEL028-612-8016

令和8年度

産業廃棄物処理実務者研修会

前期開催日程

いつでも・どこでも
職場や自宅、
好きな時間に
自分の
ペースで!



	開催日	申込
第1期	5月3日～28日	4月1日～21日
第2期	6月3日～28日	5月1日～21日
第3期	7月3日～28日	6月1日～22日
第4期	8月3日～28日	7月1日～21日

カリキュラム
(全4講座)

① 産業廃棄物処理の基礎 (第1章～第8章)	第1章 循環型社会推進の法体系および廃棄物処理法の構成 第2章 廃棄物処理法の目的と産業廃棄物の種類 第3章 排出事業者の責務 第4章 産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準 第5章 特別管理産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準 第6章 産業廃棄物処理業 第7章 産業廃棄物処理施設 第8章 行政処分
② 産業廃棄物の委託処理と委託契約	産業廃棄物の委託処理と委託契約
③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)	産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※マニフェストの記入方法
④ 帳簿	帳簿

1 研修会の目的

産業廃棄物を取り扱う方々(排出事業者含む)の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認。

2 受講料 1名につき 8,250円

税込、通信料は利用者負担

※産業廃棄物処理の基礎知識をわかりやすく解説した『産業廃棄物処理実務者研修会テキスト』も別途販売しています。



3 申込方法

専用のポータルサイトより受付

全産連 研修会

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

検索

各章の構成

個人学習に最適な「復習(補習)」や「確認テスト」がメインの研修会です!

※各章ごとに、STEP1～STEP3 で構成

STEP1 講義視聴
ナレーション付きスライドショー



要点がわかりやすい!

STEP2 復習(補習)
クリックではがれる付箋機能を搭載



重要語句の暗記に最適!

STEP3 確認テスト
選択式問題や記述式問題を用意



理解度の把握に最適!

次の章へ



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

お問い合わせ先

公益社団法人全国産業資源循環連合会 事業部 実務者研修会担当
[E-mail] ability-as@zensanpairen.or.jp

【営業時間】月～金 9:00～17:00 【休休日】土日・祝日

2026.03

スキルアップを考えている
方に必須の試験です

第11回



産業廃棄物処理検定 廃棄物処理法基礎



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てさ丸君」

本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です

試験問題は

公式テキスト第2版(発行:令和8年4月)の内容を理解しているかを問います。
2026年4月1日時点で成立している法令に準拠して出題します。

**この検定に
合格すると...**

- 合格証明書カードが発行されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

令和8年度 「CBT方式の試験」です。

※ CBTとは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験

試験実施期間

※受験日時については、
試験実施期間内で、
受験者が選べます。

第11回 令和8年9月9日(水)～9月30日(水)

申込期間：令和8年8月6日(木)～8月26日(水)

試験会場

全国約360のテストセンター
にある最寄りの会場から
受験できます。

受験料

9,900円(税込)

全産連 研修会・セミナー

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

検索



申込方法

インターネット(Web)受付のみ

弊会のホームページ経由等で(株)シー・ビー・ティ・ソリューションズのwebサイトから申し込いただけます。

受験資格

どなたでも受験可能

出題形式

CBT方式 60問(択一、選択式)

試験時間

75分

試験結果

即時判定

試験形態

テストセンターのパソコンにて回答



お問い合わせ先



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

E-mail : ability-as@zensanpairen.or.jp

●営業時間/月～金 9:00～17:00 ●定休日/土日・祝日

2026.03



産廃検定 公式テキスト 第2版発刊!!

産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法基礎）は、この公式テキストに準拠して出題いたします。

廃棄物処理法を学ぼう!

産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法基礎） 公式テキスト

発行日 令和8年4月

○販売価格 1,980円 / 冊（税込、送料別） ○A5判 145頁

○申込方法 全国産業資源循環連合会ホームページ
(<https://www.zensanpairen.or.jp/application/books/>)
からお申込み



目次

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| (1) 廃棄物処理法の概要と主な法令改正等の経緯 | (8) 産業廃棄物処理施設 |
| (2) 廃棄物とは | (9) 特例制度 |
| (3) 産業廃棄物の分類 | (10) 廃棄物等の輸出入 |
| (4) 事業者の責務 | (11) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度 |
| (5) 産業廃棄物の処理に関する主な基準 | (12) 帳簿 |
| (6) 産業廃棄物処理の委託 | (13) 行政処分・罰則 |
| (7) 産業廃棄物処理業 | (14) 関係法令 |

お問い合わせ先



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

TEL 03-3224-0811

BUNさんと

各種リサイクル法

に挑戦しよう



前回からは、各種リサイクル法を題材とした問題を掲載しています。
では、前回の宿題を確認していきましょう。

宿題Q 家電リサイクル法の規定として正しいものに○、間違っているものには×を付けて下さい。

1. 家電販売店は、家電リサイクル法の対象である廃家電については、一般廃棄物、産業廃棄物ともに収集運搬業の許可がなくとも、運搬を行うことができる。
2. 廃扇風機や廃照明器具は家電リサイクル法の対象外であるが、家電販売店は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに収集運搬業の許可がなくとも、運搬を行うことができる。
3. 家電販売店から委託を受けた人物は、家電リサイクル法の対象である廃家電については、一般廃棄物、産業廃棄物ともに収集運搬業の許可がなくとも、運搬を行うことができる。
4. 家電販売店から委託を受けた人物が産業廃棄物の収集運搬業の許可を持っている場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可がなくとも、家電リサイクル法の対象である一般廃棄物(廃家電)の運搬を行うことができる。
5. 家電販売店から委託を受けた人物が一般廃棄物の収集運搬業の許可を持っている場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可がなくとも、家電リサイクル法の対象である産業廃棄物(廃家電)の運搬を行うことができる。

【解説】

家電リサイクル法ではリサイクルを推進するために、許可不要制度を規定しています。
そのうちのいくつかを紹介しましょう。

(1) 家電販売店は家電リサイクル法の対象4品目については、収集運搬業許可不要。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の許可を持っている人物(当然、この許可は廃家電を扱える事業内容である必要があります。おそらく多くの市町村では「粗大ゴミ」の許可として出しているものと思われます。)は、家電販売店から委託を受けた場合は、産業廃棄物である廃家電も扱える。

(3) (2)と反対のパターンですが、産業廃棄物収集運搬業の許可を持っている人物(当然、この許可は廃家電を扱える事業内容である必要があります。おそらく多くの県では廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くずの3品目の許可として出しているものと思われます。)は、家電販売店から委託を受けた場合は、一般廃棄物である廃家電も扱える。

(4) その他として家電リサイクル協会の規定等があります。

設問の1. は解説(1)のとおりなので○。2. は、家電販売店が許可無くてもできるのは家電リサイクル法の4品目だけなので他種類の廃家電は扱えません。(他法令で別途規定ある場合は別ですが)よって×。3. は解説(2)(3)のとおり、いくら家電販売店から委託を受けたとしても一般廃棄物か産業廃棄物かいずれかの許可を持っていなければできません。よって×。4. 5. については解説(2)(3)のとおりなので○。

正解 1 ○、2 ×、3 ×、4 ○、5 ○

～各種リサイクル法問題～

さて次は、単なる「リサイクル法」の範疇では無いかと思いますが、昨今話題の再資源高度化法から出題してみたいと思います。

Q 1 再資源化の実施の状況が、著しく不十分であると認めるときは「勧告」「命令」の対象となるとされている「特定産業廃棄物処分業者」の説明として正しいものはどれか。

1. 前年度の(普通)産業廃棄物の中間処分量が一万吨以上である者
2. 前年度の廃プラスチック類の中間処分量が一万吨以上である者
3. 前年度の(普通)産業廃棄物の処分量(中間処分と埋立処分の合計)が一万吨以上である者
4. 前年度の(普通)産業廃棄物の資源化量が一万吨以上である者
5. 前年度の特別管理産業廃棄物の処分量が千五百トン以上である者

【解説】

再資源高度化法政令に次の規定があります。

(特定産業廃棄物処分業者の要件)

第一条 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(以下「法」という。)

第十条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該年度の前年度において処分(再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十二条第五項に規定する海洋投入処分をいう。)を除く。次号において同じ。)を行った産業廃棄物(同法第十四条第一項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)の数量が一万吨以上であること。

二 当該年度の前年度において処分を行った廃プラスチック類の数量が千五百トン以上であること。

選択肢2. は「廃プラスチック類の数量が千五百トン以上」であり「一万吨以上」ではないので×。

3. は「埋立処分を除く」なので×。

4. は「資源化量」ではなく「処分(再生を含み・・・)」なので×。もちろん「資源化」する行為も含まれますが、対象となる「一万吨以上」の対象は、焼却や脱水、破碎、中和といった単純な中間処理も含んだ数量となります。

5. についてですが、特定産業廃棄物処分業者の要件としては特管産廃は該当しません。前述の第2号に「同法第十四条第一項に規定する産業廃棄物をいう。」とありますね。この「同法第十四条第一項」は普通の産業廃棄物の処理業許可であり、特管産廃は「法第十四条の四第一項」なんです。なので、特管産廃は対象外となります。よって×。

正解 1.

では、今月の宿題も再資源高度化法から。

宿題Q 再資源高度化法では廃棄物処理法の処理業許可が不要となる制度の一つとして「分離・回収認定」があるが、この認定制度の対象となっていない廃棄物はどれか。

1. 廃太陽電池太陽電池
2. 廃太陽電池太陽電池の附属品
3. 廃リチウム蓄電池
4. リチウム蓄電池を使用している製品が廃棄物となつたもの
5. 紙おむつ

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



職場のメンタルヘルス対策の推進

事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成 27 年 12 月にストレスチェック制度が導入されました。ストレスチェックは労働者 50 人以上の事業場に義務付けられていて、50 人未満の事業場では努力義務にとどまっていた。

令和 7 年 5 月 14 日に公布された労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた**労働者数 50 人未満の事業場(「小規模事業場」)におけるストレスチェックの実施が義務とされました。**

ただし、施行日は公布の日から政令で定める 3 年以内の日とされています。

準備期間は十分にあります。「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」(本文 32 ページ及び参考資料)の冒頭に記載されている目的・意義・効果などをみなさんの事業場で共有して、準備を始めてください。今号では、抜粋して紹介します。

この「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、下記QRコードから入手できますので、保存してください。カラー印刷にすると見やすくなります。

(1) ストレスチェック制度の趣旨・目的《抜粋》

労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の主な目的は、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止です。

事業者は、労働者のストレスを把握するための検査を実施することで、労働者自身のストレスへの気付きを促し、セルフケアを進めるとともに、

- ・高ストレスと判定された労働者に、**医師の面接指導の機会の提供**、
- ・医師の意見を踏まえた**就業上の措置**の実施、
- ・集団分析を通じてストレス要因を把握し、**職場環境の改善**

につなげます。

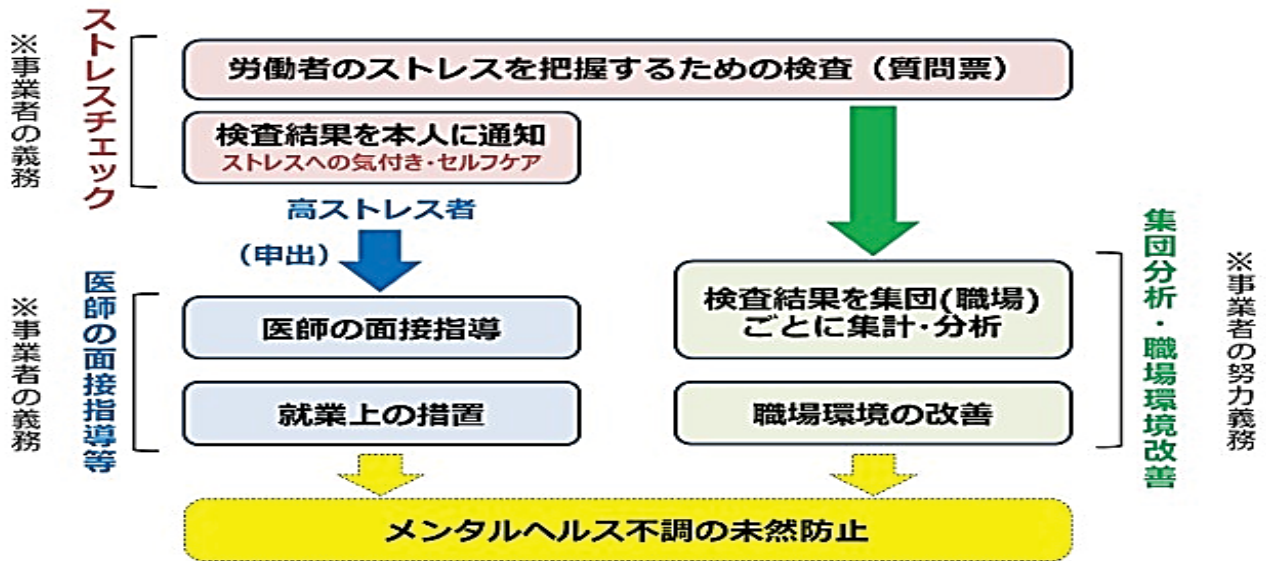
○ストレスチェック制度関係法令等(厚労省 HP)

関係法令や指針、50 人以上事業場向けの「ストレスチェック制度実施マニュアル」、通達(情報通信機器を用いて面接指導を実施する場合の留意点をまとめた通達等)、Q&A 等を掲載しています。

社内ルール例、ストレスチェック制度実施規程(モデル例)、サービス内容事前説明書(モデル例)の編集可能媒体も掲載しています。



【参考】ストレスチェック制度の大まかな流れ



(2) ストレスチェック制度の効果《抜粋》

厚生労働省が行った効果検証事業の結果において、**ストレスチェックを受けた労働者の約7割から「自身のストレスが分かったこと」が有効であったとする回答**が得られたほか、医師の面接指導を受けた労働者の過半数から「対面で医師から面接を受けたこと」が有効であったとする回答が得られています。

(3) ストレスチェック制度を実施する意義《抜粋》

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせると、その病休期間は平均で約3か月、復職後再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、大きな人材の損失となるほか、経営上のリスクにつながってしまいます。

また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上といった、持続的な経営につながります。特に**人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きい**と考えられます。

(4) 実施義務《抜粋》

一般定期健康診断と異なり、ストレスチェックでは、労働者に受検義務が課されていませんが、本制度を効果的なものとするためにも、できるだけ対象者全員が受検することが望まれます。

医師の面接指導は、対象者から申出があった場合は実施する義務があります。

また、集団分析・職場環境改善は、事業場規模に関わらず、努力義務とされています。

ストレスチェックの実施結果の労働基準監督署への報告は、労働者数50人以上の事業場に義務付けられていますが、労働者数50人未満の事業場は不要です。

※「事業場」は原則として、工場、事務所、店舗など同一場所にあるものを一の事業場と考え、同一企業であっても、場所的に分散している場合は別個の事業場となります。

[参考] 「労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて」(厚生労働省)

「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」(厚生労働省)

CSP労働安全コンサルタント(Certified Safety Professional Consultant)とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○一般廃棄物処理業務における労務費の適切な転嫁のための価格交渉

一般廃棄物処理業務の発注等において、労務費の適切な転嫁が行われていないケースがあるため、環境省は価格交渉の指針を示しています。近時の物価高騰、賃金向上の動きにあわせ、2026年2月、環境省は新たな指針を作成しました。

2024年9月30日、環境省は自治体に対して、「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」を发出しました。その後の調査結果をふまえ、環境省は2026年2月9日、事務連絡として「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正について（周知）」を发出しています。

具体的な改正内容は、①受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」（違法行為）に該当する旨を明記、②価格転嫁の取組がより一段進むよう、公正取引委員会が実施した調査結果等を踏まえた先進的な取組（グッドプラクティス）を追加 ③下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）改正に伴う所要の修正等です。

廃棄物適正処理は重要なインフラであり、適正な価格が支払われることが市民の生活を守ることになると思います。

https://www.env.go.jp/recycle/waste/local_keikaku/index_00001.html

<https://www.env.go.jp/content/000375866.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年5月25日掲載）

○再資源化事業等高度化法の認定状況

2025年に施行された再資源化事業等高度化法には、類型1（再生材の安定供給事業）、類型2（高度分離・回収事業）、類型3（再資源化工程高度化）の3つの大臣認定制度があります。このうち、類型1と2について、2026年4月30日付けで3件が認定されました。

類型1の認定は、石坂産業（株）が、建設廃棄物から回収したポリプロピレンを自動車部品会社へ、金属を金属精錬会社へ供給するもの、DINS 関西（株）が廃充電式小型電子機器類（ハンディファン等）から回収した充電式電池を金属精錬会社に供給するものです。

類型3の認定は、（株）浜田が、太陽光パネルを剥離・選別して回収したガラスをガラス製造会社に、セルシートを金属精錬会社に供給するものです。

同法の認定制度は、高度な再資源化事業に対して廃棄物処理業の許可等を一部不要とする規制緩和ですが、産業廃棄物処理業の許可を有する事業者が活用する傾向を示しています。

<https://www.env.go.jp/page/00463.html>

<https://www.env.go.jp/content/000397708.pdf>

<https://www.env.go.jp/content/000397707.pdf>

<https://www.env.go.jp/content/000397709.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年5月18日掲載）

○JW 鼎談第15回 百瀬則子氏

日本産業廃棄物処理振興センター（JW）の機関紙に連載されている鼎談。今回はワタミ株式会社執行役員SDGs推進本部長（掲載当時）の百瀬則子氏をお迎えしました。

百瀬氏はユニー株式会社にて環境部長を務め、その後年ワタミ株式会社入社執行役員SDGs推進本部長を務めるほか、Save Earth Foundationが食品リサイクルループを日本で初めて構築し認定を取得することに貢献されました。

食品残渣の堆肥化、飼料化のために、販売計画と栽培計画の連携させ、さらに地域の農協と協力関係を作るなど、多くの人を巻き込んで協働した取り組みであることを語っていただきました。仕入れから変えていく、まさにサプライチェーン全体が変わっていくことの重要性を教えてくださいました。

https://www.jwnet.or.jp/info/kikansi/assets/files/kikansi_202510_p21_29.pdf

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年5月11日掲載）

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の有限会社ニッセン栃木 を訪問しました。

1 会社概要

会社名：有限会社ニッセン栃木
代表者：代表取締役 君島 泰史
住 所：栃木県日光市野口 9 1 6 番地
連絡先：電 話 0 2 8 8 - 5 3 - 5 5 3 1
F A X 0 2 8 8 - 5 3 - 5 5 3 2
メール nissen88@agate.plala.or.jp
針貝営業所：栃木県日光市針貝 1 0 7 3 番地 1 7
創 業：昭和 5 6 年 7 月 3 日 従業員：3 6 名



2 許可の取得状況

- 産業廃棄物収集運搬業（許可番号）
 - ・栃木県（00900034780）・茨城県（00801034780）
- 一般廃棄物収集運搬業（許可番号）
 - ・日光市（31号）
- 解体工事業 栃木県知事（登3）第613号
- 古物商 栃木県公安委員会（第411090000153号）

3 事業概要

一般廃棄物収集運搬業（日光市）・産業廃棄物収集運搬業
建物の清掃管理サービス、工場メンテナンス（専門的清掃・油分汚れ・機械類の洗浄等）
公共施設の清掃・維持管理（国道等の清掃維持管理には特殊作業車で対応）
一般住宅の各種清掃・廃棄物等の処理・遺品整理



4 会社からひと言

弊社は、創業以来約50年、お客様のあらゆるニーズに応えるべく、各部門で経験と知識を活かしながら技術向上、アイデアを発案しご提供させていただいて参りました。

日常の業務にあたりましては、お客様一人ひとりに満足度100%の対応に真剣に取り組み努力を重ねております。

今後におきましても、長年の経験から得たものを活かし、お客様に真摯に向き合い芸術的かつ丁寧な清掃を、また環境問題にも取り組み環境にやさしい清掃を、信念に地域の方々と共に持続可能な社会の実現に貢献して参ります。

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

こんな時、どうするの？ 業務用冷蔵庫

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



<相談内容>

家庭で使用していた「業務用」冷蔵庫を廃棄したいと思っています。

この冷蔵庫は、家電リサイクル法（リサイクル料金支払い義務）の対象になるのでしょうか？

また、廃棄物処理法では、一般廃棄物と産業廃棄物のどちらになるのでしょうか？

<協会からの回答>

- 業務用冷蔵庫が、家庭用として使われている事例は少なくないようです。
- まず、家電リサイクル法についてですが、「業務用」冷蔵庫は対象外のようです。

環境省 家電リサイクル法 Q&A (<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/faq.html>)

QA17

「家庭用として製造・販売されており、通常、家庭で使用されている機械器具であれば対象となります。ただし、専ら業務用として製造・販売されているものを家庭で使用していた場合は、家庭で使用しているといっても、この法律の対象とはなりません。極端な例ですが、例えば、スーパーマーケットで使用されているショーケース型の冷蔵庫や自動販売機、クリーニング店で使用されている業務用の洗濯機は、家庭で使用されている例があったとしても、この法律の対象とはなりません。」

- 次に、廃棄物処理法についてですが、こちらは業務用機器であっても、家庭用として使われていたもの（≠事業活動に伴って生じたもの）ですので、一般廃棄物になると思われます。市町村の清掃センターや市町村が許可した一般廃棄物処理業者による処理になると思われますので、市町村の清掃担当課にお問合せください。

－ 組織強化の推進について －

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び再生利用等の事業を通じて、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の効率的な活用を図り、県民福祉の向上に寄与することを目的とする公益法人です。

協会では、日頃から会員増強に努めておりますが、令和8年6月1日現在の会員数は、正会員201社、賛助会員23社となっており、他都道府県協会と比較すると少ない状況にあります。会員の拡充は、組織の社会的発言力を高め、業界のさらなる発展につながる重要な基盤となります。

会員の皆様におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、取引先の排出事業者の方には賛助会員としてご入会いただけますよう、ご勧誘にご協力をお願いいたします。

なお、入会に関するお問い合わせは、協会事務局までお願いいたします。TEL028-612-8016

～リサイクル施設等見学コンシェルジュ事業～

リサイクル施設等を見学してみよう！



行って
見て
よく分かる



見学希望に
合わせて
提案・調整



見学先で
エスコート

～リサイクル施設等見学コンシェルジュ事業について～

リサイクル施設等を直接見学し、ごみ処理やリサイクルについて理解を深めていただくため、県が、見学希望に合わせた見学先の提案・調整、見学先でのエスコートを行います。

申込方法など、詳しくは裏表紙を御覧ください。

ほくも見学に
いきたいまる★★



問合せ先

栃木県 環境森林部 資源循環推進課

栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁11階

TEL:028-623-3228 FAX:028-623-3113



主催 栃木県・(公財)栃木県環境保全公社・(公社)栃木県産業資源循環協会

いろいろな種類の

① リサイクル施設

ごみを種類ごとに分けたり、処理・加工して、再び資源（原材料など）に生まれ変わらせるごみ処理施設

- ・建設現場で出る柱やコンクリートのがれきを、燃料や建築資材にリサイクル



- ・使い終わったペットボトルを、プラスチック原料にリサイクル



- ・生ごみや下水汚泥を、肥料（たい肥）にリサイクル



- ・廃家電を、金属製品やプラスチック製品の原料にリサイクル



施設があります

② 焼却施設

リサイクルできないごみを、焼却処理するごみ処理施設
焼却の際に発生する熱エネルギーを回収して発電や熱利用などのサーマルリ
サイクルを行う施設もあります。



③ 最終処分場

リサイクル（サーマルリ
サイクルも含む）できない
ごみを、最終的に埋め立て
るごみ処理施設



最後は安全に
埋め立てるまる★★



※「ごみイラスト素材集」(経済産業省) (<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>) を加工して作成

【コラム】産業廃棄物ってどんなごみ？

産業廃棄物には、私たちが日頃使うものを製造する
工場から出る廃油やプラスチックごみ、道路工事や建
物解体工事から出るがれき類などがあります。

このように、産業廃棄物は、私たちにとても関わり
が深いごみです。



申込みから見学まで

見学希望日の30日前までに、Eメールにてお申し込みください。

1 申し込みにあたっての注意点

※件名は「施設見学申込み」とし、以下①～⑩を忘れずに記載ください。
(ホームページに掲載の申込書様式をご利用し、添付下さい。)

I 参加者の情報 (一覧を添付等)

①参加者の氏名 (ふりがな) ②電話番号 ③居住市町 ④年齢 ⑤性別

II 代表者の情報

⑥代表者名 ⑦代表者の連絡先 (電話番号・メールアドレス・住所)

III 見学について

⑧見学希望日時 ⑨希望見学先 ⑩その他要望等

Eメール送信先 puragomizero@pref.tochigi.lg.jp

※見学先一覧は、別紙又は栃木県ホームページでご覧いただけます。

リサイクル施設等見学コンシェルジュ

検索



- 2 申込受付後、県は、申込みの内容に合わせて見学先と調整します。
調整結果(見学先候補、日時など)を、県から申込み代表者に連絡します。
⇒見学先・見学日時を決定。
- 3 見学当日までに、県は、当日のスケジュール(集合時間、見学施設までの案内図、見学スケジュール)を作成し、申込み代表者に連絡します。
- 4 見学当日！見学施設で皆様の到着をお待ちしています！

注意事項

- ・小学4年生以上対象。小学生には引率者が必要です。
- ・1グループ5名以上から受付します。
- ・見学当日までに、各自で傷害保険等の加入をお願いします。
- ・動きやすい服装、靴を着用ください。雨具は各自で持参してください。
- ・ヘルメット着用が必要な場所では、県が用意するヘルメットを着けていただきます。
- ・見学先の定期修繕などにより、見学日時の御希望に添えないことがあります。
- ・安全面に十分気をつけてご案内いたしますが、ごみ処理作業の性質上、見学時に大きな音、臭い、ほこり等が一定程度発生する場所があります。
- ・見学先での写真撮影は、見学先の指示に従ってください(企業秘密保持のため、撮影不可の場合もあります)。
- ・申込書に記載された個人情報は、見学先の予約等、本事業の実施のために利用します。



見学先一覧（五十音順）

～リサイクル施設等見学コンシェルジュ事業～
【令和8（2026）年5月現在】

No.	見学先施設名	所在地	施設概要	種類※
1	㈱アクトリーR&Dセンター	壬生町	産業廃棄物の焼却（サーマルリサイクル）、再生油の製造/販売	① ②
2	いずみ産業㈱	宇都宮市	産業廃棄物の中間処理（破碎）、蛍光灯の中間処理	①
3	㈱関東エコリサイクル	栃木市	家電リサイクル	①
4	県営処分場エコグリーンとちぎ	那珂川町	産業廃棄物の管理型最終処分場	③
5	サンエコサーマル㈱	鹿沼市	一般廃棄物・産業廃棄物の焼却（サーマルリサイクル）	②
6	ジャパンテック㈱ 宇都宮工場	鹿沼市	ペットボトルリサイクル	①
7	住友大阪セメント㈱ 栃木工場	佐野市	産業廃棄物の焼成・焼却（マテリアル・サーマルリサイクル）、バイオマス発電	②
8	㈱セルクリーンセンター	宇都宮市	産業廃棄物の焼却（サーマルリサイクル）	②
9	㈱ダイセキ 関東事業所	佐野市	廃油リサイクル（再生重油製造）	①
10	㈱ツルオカ	小山市	使用済み自動車の引取、フロン類回収、解体、破碎	①
11	東武商事㈱ 那須総合リサイクルセンター	那須塩原市	産業廃棄物の焼却（サーマルリサイクル）・中和・脱水・破碎	① ②
12	那須高原リサイクルパーク㈱	那須塩原市	木くずリサイクル（チップ化）、産業廃棄物の破碎・圧縮	①
13	㈱日環 日環リサイクルワールド	壬生町	産業廃棄物の破碎・固形化・熔融・圧縮・減容・破碎分別	①
14	P・S・Cリサイクル(株)	小山市	産業廃棄物の選別・破碎・剥離（石膏ボード）・減容（廃プラスチック）、圧縮	①
15	㈱ピラミッド 栃木工場	那珂川町	生活排水汚泥・食品工場残さのリサイクル（肥料化）	①
16	㈱フライトワン	足利市	産業廃棄物の仕分・選別・破碎・リサイクル、RPF（固形燃料）の製造	①
17	メルテック㈱ 小山工場	小山市	焼却灰等の熔融固化（熔融スラグ・熔融メタル製造）	①
18	㈱安住 黒磯第四処分場	那須塩原市	産業廃棄物の安定型最終処分場	③
19	㈱吉川油脂 本社工場	佐野市	廃食用油リサイクル（飼料化、工業化、燃料化）	①
20	リバー㈱ 那須事業所	大田原市	非鉄金属・樹脂混合物の選別、小型家電、家電リサイクル・非鉄スクラップ	①
21	渡辺産業㈱ 渡辺産業リサイクルプラント	日光市	一般廃棄物・産業廃棄物の固形化（再生砕石製造）	①

※種類の①～③は、リーフレット中面の①～③です。

さらに詳しい見学先情報は、栃木県ホームページからご覧いただけます。

栃木県ホームページ

>リサイクル施設等見学コンシェルジュ
>見学先一覧『見学先シート』

リサイクル施設等見学コンシェルジュ

検索



その他、資源循環に関する講座のご紹介

1. 県政出前講座 ※概ね20名以上の団体でお申込み下さい。

No. 185 「循環型社会を目指して」

サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた取組や本県独自の「7R（リシンク、リフューズ、リデュース、リユース、リファイン、リサイクル、リニューアブル）」の取組、プラスチックごみ対策、レジ袋・食品ロスの削減など、栃木県の取組を紹介します。

No. 186 「とちぎの廃棄物」

「栃木県環境総合計画（資源循環対策関連）」や、「栃木県での廃棄物の排出・処理状況と処理の仕組み」、「日本の廃棄物処理の歴史と現状」、廃棄物処理施設の役割等の理解を深めてもらう県民理解促進事業等の「栃木県の取組」について説明します。

No. 187 「学ぼう！ごみを処理する施設」【小学4～6年生向け】

ごみが資源に再び生まれ変わる様子や廃棄物処理施設の役割等の説明を通じ、環境に優しい循環型社会づくりについて学ぶことができます。（公社）栃木県産業資源循環協会青年部による寸劇やごみ分別ゲーム、パッカー車によるごみ投入体験など、子どもが主体的に学べるように工夫しています。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/pref/kouhou/kouza/demae.html> をご参照下さい。

2. 海洋プラスチックごみに関する講座（なかがわ水遊園）

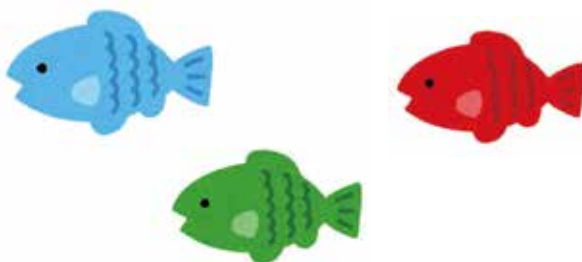
なかがわ水遊園と協力し、海洋プラスチックごみに関する講座を行っています。ゲームなどをしながら、栃木県と海洋プラスチックごみの関わりや私たちにできる取組を学びます。学んだ後は、私たちにできる取組の1つとして、世界に1つだけのエコバッグを作ります。※個人で、当日参加申込み可。

※令和8年度は10月～2月実施（合計7日、全21回を予定）【概ね5歳～】

詳しくは、栃木県ホームページ

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/plastic.html> 及び、

なかがわ水遊園 <https://tnap.jp/event/index.php?c=2&t=4>



令和8年度

とちぎ 賃上げ加速・定着支援金

県内の中小企業・個人事業主の皆様へ



対象 5%以上の賃上げと企業内男女間格差の是正に取り組む栃木県内の中小企業者等

従業員
一人あたり

5万5千円支給

一企業
あたり

最大110万円支給

受付期間 令和8年5月12日(火)～令和9年1月20日(水)

※支援金の申請受付は先着順です。予算額に達した場合は、申請受付期間中でも受付を終了します。

主な要件(1かつ2)

- 1 令和8年4月1日以降、従業員1名につき、令和8年3月31日までの直近支給額と比較して5%以上賃金を引き上げること。

1ヶ月以上の支給実績があること。

また、引き上げ後の賃金を1年間継続する見込みがあること。

- 2 企業内男女間格差の是正に繋がる処遇改善取組事項(1)～(4)のうち、いずれか1つ以上に取り組むこと。

【企業内男女間格差の是正に繋がる処遇改善取組事項】

(1) 女性の管理職比率の改善

(2) 非正規の正規化
(女性の職種・雇用形態転換の実績)

(3) 法令を上回る短時間勤務制度の導入・拡充

(4) 女性活躍推進法に基づく情報公表(4項目以上)

・管理職に占める女性労働者の割合(必須)

・男女の賃金差異(必須)

・労働者に占める女性労働者の割合、男女の平均勤務年数の差異 等から2つ以上

賃上げ対象従業員の範囲

栃木県内における週の所定労働時間が20時間以上の従業員(※正規・非正規は問いません。)

また、原則として雇用保険被保険者であること。

申請方法

支援金専用ホームページ <https://tochigi-chinage.pref.tochigi.lg.jp>

申請は、インターネット又は郵送により受け付けます。

※インターネット申請は郵送申請よりもスムーズで早期の支給が見込まれます。

ぜひインターネット申請をご利用ください。



とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局

TEL: 028-666-7111 平日9:00～17:00
(土日祝日・年末年始を除く)

※とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局は、県が設置し、株式会社TMC経営支援センターが受託・運営しております。

詳しくは

とちぎ賃上げ加速・定着支援金



支援金の申請について 申請にあたっては、必ず支援金専用ホームページや申請要領をご確認ください。

●支給対象事業者

- (1) 次に掲げるもの全てに該当する法人
- ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当する者であること。
ただし、次の（ア）から（オ）に該当する者は除く。
（ア）構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
（イ）特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
（ウ）特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
（エ）栃木県が設立した法人
（オ）法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人
 - イ 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免税されている場合を除く。
 - ウ 県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上かつ6ヶ月以上雇用していること。
 - エ 栃木県の税金（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
 - オ 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
 - キ 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）に規定する暴力団又は暴力団構成員等に該当する者ではないこと。
 - ク 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続きを行っている者ではないこと。
- (2) 次に掲げるもの全てに該当する個人事業主
- ア 栃木県内の管轄税務署へ開業届を提出していること。
 - イ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、上記（1）ウからクまでの要件全てに該当する者。

【中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲】

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たす者）		小規模企業者
	資本金額または出資額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

●必要書類

- ① 「とちぎ賃上げ加速・定着支援金支給申請書」（様式1）
- ② 賃上げ実施従業員一覧（様式2）
- ③ 法人：履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内） 個人事業主：確定申告書の写し又は開業届の写し
- ④ 賃上げ実施従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ⑤ 賃金台帳の写し（賃金改定月及び3月までの直近支給分）
- ⑥ 企業内男女間格差の是正に繋がる取組状況を明らかにする書類（詳しくは支援金専用ホームページをご確認ください。）
- ⑦ 振込を受ける金融機関の通帳の写し
- ⑧ その他知事が必要と認める書類

●申請～支給までの流れ

申請

H P <https://tochigi-chinage.pref.tochigi.lg.jp>

郵 送 〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町 1141
「とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局」宛

※「簡易書留」「レターパック」等の郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。



ホームページからの
申請を活用ください

審査

申請内容の確認のため、事務局よりご連絡いたします。お手元に申請書類をご準備ください。

支給
決定

ホームページからの申請はおおよそ4週間、郵送申請はおおよそ5週ンを要します。
※申請書類の不備等の状況や申請状況によって、さらに期間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

令和8年度
募集開始

国の重点支援地方交付金活用事業

栃木県内の中小企業・小規模事業者のみなさまへ

とちぎで 賃上げを行う事業者を 応援します!



※補助率:1/2

令和8年度

とちぎ賃上げ環境整備促進補助金

補助額

最大

200万円

申請期間 令和8(2026)年 12月21日(月)まで

※申請受付は先着順です。予算額に達した場合は申請受付期間中でも受付を終了します。

こんな取り組みをお考えの方に!



業務を
効率化・省力化
したい



従業員が
働きやすい
職場環境を整えたい



賃上げをきっかけに
設備投資を
考えている

補助金の
ポイント

- ✓ 賃上げを行った事業者が対象（詳細規定あり）
- ✓ 生産性向上・職場環境改善の設備投資を支援
- ✓ 幅広い設備・環境整備が補助対象

🔍 詳しい要件・申請方法は裏面
及び県ホームページをご確認ください

栃木県公式
ホームページ
詳細は
こちら



栃木県産業労働観光部労働政策課

事前のご相談はメールにて承ります 労働経済・福祉担当: ✉ rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL:028-623-3536 ※受付時間:9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く) 〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20

とちぎ賃上げ環境整備促進補助金 補助金の概要・申請について

申請にあたっては、必ず県ホームページや交付要領をご確認ください。※下記QRコードから県HPへ

■概要

一定の賃金上げを条件として、生産性向上や労働環境改善に資する設備導入等に要した経費に対し、補助金を支給します。

■対象者

栃木県内に事業所を有する中小企業者等

■支給要件(主な条件) ※以下のすべてを満たす必要があります。

- 【1】令和7(2025)年10月1日以降に
事業場内最低賃金を50円以上上げていること。
- 【2】賃金上げ前の事業場内最低賃金が、
地域別最低賃金より51円以上高く、1,500円以下であること。
※R7.10.1発効の栃木県最低賃金(1,068円)では、1,119円～1,500円が対象範囲となります。(最低賃金の改定により対象範囲は変わります)

■補助率・補助限度額

✓補助率:2分の1 ✓補助限度額:最大200万円

■補助対象となる経費

生産性向上に資する設備投資

- ✓業務の自動化・省力化のための設備
- ✓省エネルギー化を目的とした設備 など

具体例

- POSレジシステム導入
- リフト付き特殊車両の導入
- 飲食店での配膳ロボットの導入

■支援対象事業者のイメージ

賃金上げ前の事業場内最低賃金が 1,501円～	>	対象外
賃金上げ前の事業場内最低賃金が 1,500円 1,119円	>	とちぎ賃上げ 環境整備促進補助金 支援対象
賃金上げ前の事業場内最低賃金が 1,118円 (最低賃金+50円) 1,068円	>	業務改善助成金 (厚生労働省) 支援対象

※金額は、R7.10.1発効の栃木県最低賃金(1,068円)を基準としています。

労働環境改善に資する設備投資

- ✓仕事と家庭を両立しやすくする環境整備
- ✓シニアや障がい者が作業しやすい職場環境整備 など

具体例

- キッズルームの設置
- 段差のスロープ化
- 床の防滑加工

申請から交付までの流れ(電子システムまたは郵送にて申請)

■申請期間 令和8(2026)年12月21日(月)まで



※支給までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請状況によって、期間を要する場合がありますので予めご了承ください。※予算がなくなり次第、終了します。

申請前に必ずご確認ください

申請・お問い合わせ

事前のご相談はメールにて承ります

栃木県産業労働観光部労働政策課 労働経済・福祉担当

✉ rousei@pref.tochigi.lg.jp

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 TEL:028-623-3536

●受付時間:9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

詳細・申請様式
はこちら ▶▶▶

栃木県公式ホームページ

とちぎ 賃上げ 補助金 🔍



こちらも
あります!

令和8年度

県内の中小企業・個人事業主の皆さまへ

とちぎ賃上げ加速・定着支援金のお知らせ

対象 5%以上の賃上げと企業内男女間格差の是正に取り組む栃木県内の中小企業者等

従業員1人あたり **5万5千円** 支給 1企業あたり **最大110万円** 支給

申請方法 支援金専用ホームページ <https://tochigi-chinage.pref.tochigi.lg.jp>

申請は、インターネット又は郵送により受け付けます。(本補助金と併給可能 ※要件あり)

とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局 TEL.028-666-7111 平日9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

※とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局は、県が設置し、株式会社TMC経営支援センターが受託・運営しております。

申請
期限

令和9年
1月20日(水)
まで

※申請受付は先着順です。
予算額に達した場合は、
申請受付期間中でも
受付を終了します。

詳細はこちら



栃木県内のまつり・イベント情報（6月～7月）



日時	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
6月12日(金)～6月28日(日)	とちぎあじさいまつり	栃木市	太平山あじさい坂(栃木市平井町)	(一社)栃木市観光協会	0282-25-2356
6月13日(土)19:00受付 19:30～20:30 ※雨天中止	ホテル観賞会「ゲンジボタル」	日光市	日光だいや川公園(日光市瀬川844)	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111
6月14日(日)10:00～15:00 [予定]	県民の日協賛 日光田母沢御用邸記念公園「和の文化に触れる～茶室で抹茶のおもてなし～」	日光市	日光田母沢御用邸記念公園 邸内研修室(茶室)(日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園管理事務所	0288-53-6767
6月18日(木)10:00～	中禅寺講	日光市	日光山中禅寺立木観音(日光市中宮祠2578)	日光山中禅寺立木観音	0288-55-0013
6月20日(土) 午前の部:11:00～12:00 午後の部:14:00～15:00	県民の日協賛 日光田母沢御用邸記念公園「音楽祭～新緑の箏の調べ～」	日光市	日光田母沢御用邸記念公園(日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園管理事務所	0288-53-6767
6月20日(土)19:00～21:00	中禅寺湖で夜の生き物探し!	日光市	歌ヶ浜第一駐車場(集合)	栃木県立日光自然博物館	0288-55-0880
6月20日(土)～7月5日(日)9:00～17:00(各種イベント・飲食店ブース等)※アンプレラスカイやフォトスポットは6月20日(土)からアジサイ開花中は開催	第32回芭蕉の里くろばね紫陽花まつり	大田原市	黒羽城址公園(大田原市黒羽前田)	黒羽商工会	0287-54-0568
6月中旬～6月30日(火)■ 提灯点灯時間:18:00～20:00 ※大雨の場合は中止	磯山神社あじさい祭り	鹿沼市	磯山神社(鹿沼市磯町66)	(一社)鹿沼市観光協会(まちの駅 新・鹿沼宿内)	0289-60-2507
6月21日(日)[予定]※あじさいの咲き具合で日程変更の可能性あります。	吉祥寺あじさい弁天まつり	足利市	吉祥寺(足利市江川町)	吉祥寺	0284-42-6006
6月24日(水)～7月25日(土)[予定]	あじさい祭り	益子町	太平神社(あじさい公園内)(芳賀郡益子町益子)	【祭事のこと】鹿島神社 【祭事以外のこと】益子町観光協会	0285-72-6221 0285-70-1120
①6月27日(土)～6月28日(日)9:00～翌日12:00 ②7月4日(土)～7月5日(日)9:00～翌日12:00	【親子体験】なすしおばらのホテルの里山宿泊体験2026	那須塩原市	塩原グリーンビレッジ(那須塩原市塩原1230)※宿泊は、塩原グリーンビレッジのロッジになります。塩原ダム公園(集合場所)	shiobara viva(塩原ビバ)	080-3487-1015
6月28日(日) ■9:00 受付開始 ■10:00 開会 ■11:00 投句締切	第37回黒羽芭蕉の里全国俳句大会	大田原市	ホテル花月(大田原市黒羽向町2)	黒羽芭蕉の里全国俳句大会事務局(大田原市文化振興課内)	0287-23-3129
7月4日(土)～7月5日(日)10:00～15:00	日光夏の新そば賞味会	日光市	日光だいや川公園(日光市瀬川844)	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111
7月5日(日)・7月19日(日)・7月20日(月・祝)10:30～16:00	だいや日曜日	日光市	日光だいや川公園(日光市瀬川844)	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111
7月10日(金)～7月20日(月・祝)9:00～17:30	ヤマユリまつり	日光市	日光だいや川公園(日光市瀬川844)	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111
7月上旬 10:00頃～	八坂祭	日光市	瀧尾神社(日光市今市531)	瀧尾神社 日光市観光協会	0288-21-0765 0288-22-1525
7月11日(土)～7月12日(日)■出御祭:2026年7月11日(土)■還御祭:2026年7月12日(日)	八坂祭(天王祭)	壬生町	壬生町蘭学通り(「壬生駅入口」交差点から「大師町南」交差点)を中心とした地域 ※両日とも16:00～22:00で交通規制が行われる区間があります。	壬生町観光協会	0282-81-1844
7月11日(土)～10月11日(日)の毎週土日開催	日光田母沢御用邸記念公園「中坪(中庭)めぐりツアーガイド」	日光市	日光田母沢御用邸記念公園(日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園管理事務所	0288-53-6767
7月12日(日)[予定] 午前の部:11:00～12:00 午後の部:14:00～15:00	日光田母沢御用邸記念公園「フレッシュ青春(あおはる)コンサートⅡ」	日光市	日光田母沢御用邸記念公園(日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園管理事務所	0288-53-6767
7月12日(日)	天王祭(八雲神社例大祭)	大田原市	大田原神社(大田原市山の手2-2039)	大田原神社	0287-22-2205

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 一 許可証の変更等について

協会の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

一 編集後記

6月早々に台風6号による大雨と強風に見舞われましたが、どうやらこのまま梅雨入りしそうな感じです。湿度が高く気温も上がるこの時期は暑がりで汗かきの私にとって憂鬱でしかありません。

湿度が60%～70%を超えると、汗が蒸発しにくく、体に熱がこもる「梅雨型熱中症」になるリスクが高まるそうです。真夏でなくても油断せず、室内ではエアコンや除湿器を活用し、喉が渇く前にこまめな水分・塩分補給を心がけましょう。

一 事務局だより

☆ 5月7日（木）

青年部関東ブロック幹事会が、Web形式において開催され、福田部長、白井副部長が出席しました。

☆ 5月18日（月）

関東地域協議会災害廃棄物委員会が、Web形式において開催され、加藤副会長が出席しました。

☆ 5月22日（金）

青年部役員会及び全体会が、宇都宮市中央生涯学習センターにおいて開催され、福田部長をはじめ19名が出席し、諸議題等について協議しました。

☆ 5月26日（火）

栃木県建設産業団体連合会常任理事会・理事会合同会議が、栃木県建設産業会館において開催され、神山副会長が出席しました。

☆ 5月28日（木）

公益社団法人全国産業資源循環連合会理事会が、ハイブリッド形式において開催され、菊池会長がWeb会議にて出席しました。